

(平成24年8月31日)

測量調査業務による土地立入の際の留意事項について

相双建設事務所

相双管内の津波被災地区においては、人目が少なく防犯体制の機能が低下している状況において、見慣れない人物が作業していることに地元の方々が敏感になっています。

土地立入の周知については、これまで、説明会や区長さんからの文書回覧等により実施してきましたが、震災の復旧・復興事業の業務は、被災が広範囲で土地立入の周知先が膨大な件数であるため、さらには、遠方へ避難されている方が多数いることから、全世帯に伝わるのが困難な状況にあると考えられます。

つきましては、地元の方々とのトラブルを避け、業務を円滑に進めるために、以下の点に留意して作業を行ってください。なお、相双管内全域を対象とします。

1. 腕章の着用

現場責任者は、腕章を着用してください(全作業者が望ましい)。すでに使用している腕章がある場合は、新たに作る必要はありません。別図は参考であり、例としてご活用ください。

土地立入を認識されていない地権者等が、現地作業者に身分等を確認することが考えられます。どのような事業(概要)のために作業をしているのか、現場責任者を中心に受け答えできる体制を整えてください。

2. 身分証明書の携帯

測量法などの各種法律では、土地へ立ち入る際には身分証明書を携帯するよう義務づけています。受注者は身分証明書交付願いを発注者に提出し、証明書の交付を受けてください。

3. 作業中の周知

遠くからでも測量や調査の作業中であることが分かるように、「測量調査中」等の表示を掲げてください。

【測量・調査用(案1)】



【測量・調査用(案2)】

サイズは同上



【測量・調査用(案3)】

サイズは同上

